

横須賀港港湾環境計画

概要版



平成28年(2016年)3月改定
横須賀市

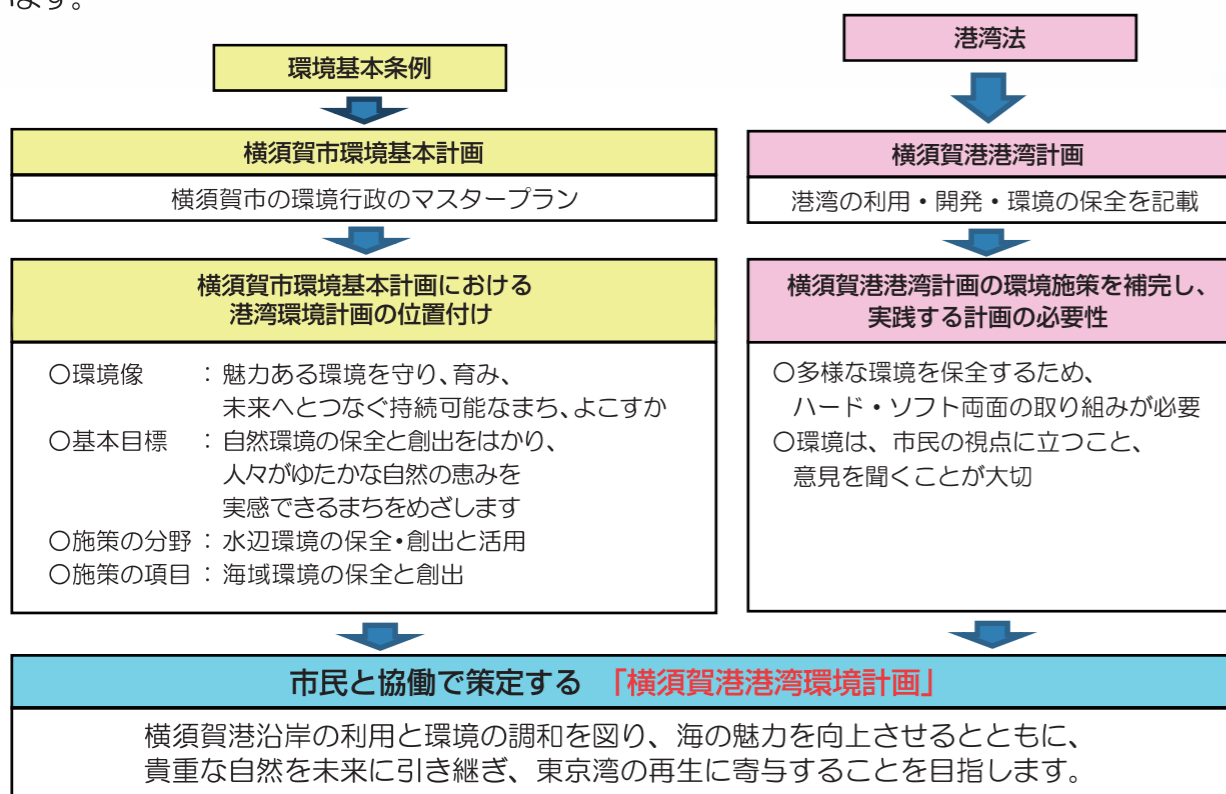
1 横須賀港港湾環境計画の策定

横須賀港は、我が国の近代化に大きく貢献した軍港として発展してきたことから、浦賀、猿島、記念艦「三笠」などの開国や海軍に関連する歴史遺産が多く、現在も米海軍や海上自衛隊の施設が立地する特有の港となっていますが、一方で、猿島や観音崎など東京湾の中でも貴重な自然海岸があり、多様な生物が生息する環境を有しています。

本市では、こうした本市の大切な財産である横須賀港沿岸域の環境のあり方と施策の実施に向けた取り組みについて市民との協働により検討した結果をまとめた横須賀港港湾環境計画を平成17年3月に策定しました。

2 計画の位置付け

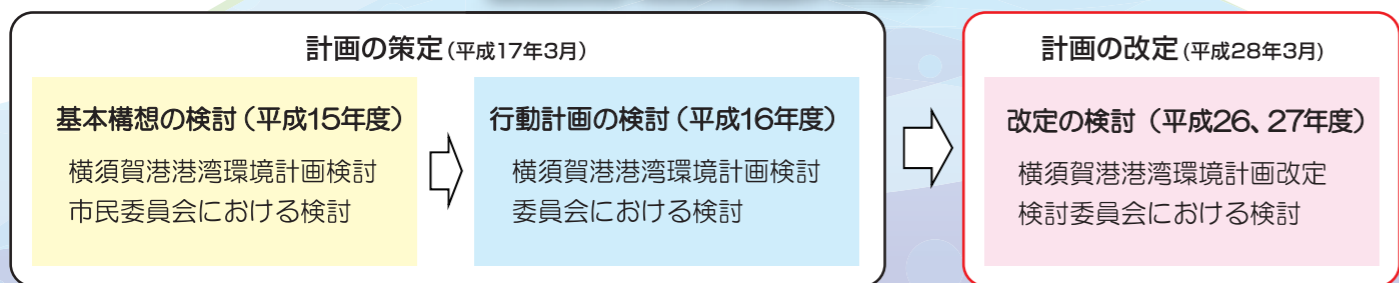
本計画は、環境基本条例第9条に基づき策定した本市の環境行政のマスタープランである「横須賀市環境基本計画」及び港湾法第3条の3第1項に基づき策定した「横須賀港港湾計画」の下位計画として位置付けています。



3 計画の改定

本計画策定時の計画期間を概ね10年としていることや上位計画を見直すこととしたことなどから、社会経済状況の変化、計画に基づく施策や取り組みの進捗状況などを踏まえ、計画を改定しました。計画期間は平成33年度までとし、現行計画の補完及び次期計画改定へ向けた助走としてのマイナーチェンジとして位置付けます。

計画策定・改定の検討プロセス



4 基本理念と基本方針

横須賀港において求められる環境施策について、環境特性と本計画が目指す沿岸環境のあるべき姿から「基本理念」、「基本方針」を設定しています。

基本理念：市民との協働による「エコタウンポート」の形成

- 基本方針Ⅰ** 市民協働による推進

エコタウンポートの形成に向け、市民と行政が協働して進めることのできる体制づくりや情報ネットワークの形成を図るとともに、協働による港湾環境施策の検討、実施、運営等を実現します。
- 基本方針Ⅱ** 利用と環境の調和

横須賀港臨海部は、物流や産業の場、市街地として利用されるとともに、防衛施設などが立地し、また、海域は船舶航行、漁業、レクリエーションなどの利用がなされる中で、こうした利用と横須賀港の多様な環境特性との調和のとれた両立が求められています。横須賀港の利用に際しては、良好な環境に向けて環境保全等への配慮を行うとともに、横須賀港の豊かな環境を活かしながら、市民の海への意識や理解の向上に資するよう、海に親しめる機会の創出を図ります。
- 基本方針Ⅲ** 快適な生活環境の形成

人々が海を眺め、近づき、ふれあうことができるよう水辺空間の開放を進めるとともに、緑による都市温熱環境の緩和や適正な沿岸管理等により環境負荷を減じ、快適で暮らしやすい環境を形成します。
- 基本方針Ⅳ** 海の環境再生

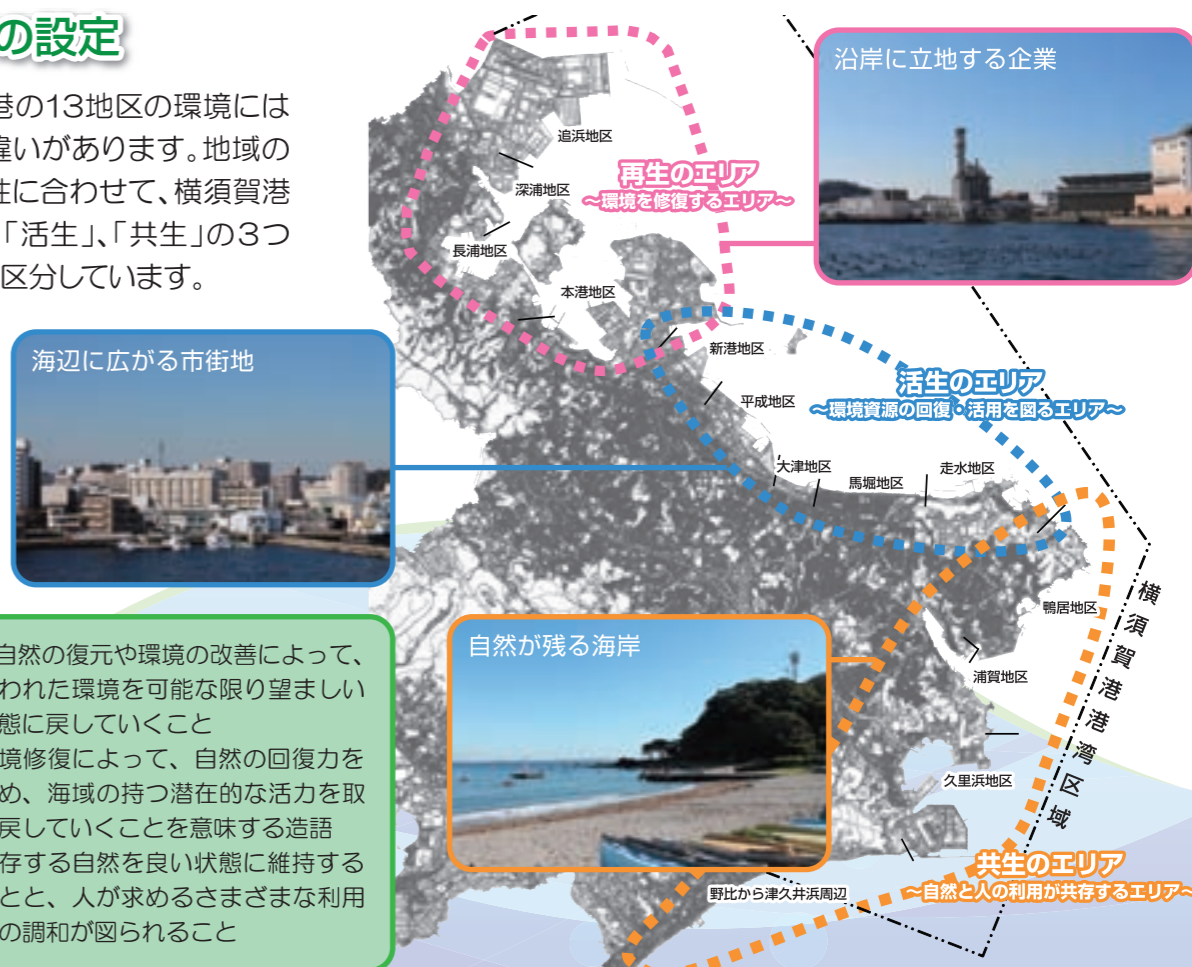
自然の海岸線や植物帯など東京湾に残された貴重な自然環境を保全するとともに、生物生息に適した環境を修復することで、海が本来持つ浄化機能や生物を育む機能の向上を図り、海域環境の再生を図ります。
- 基本方針Ⅴ** 活力あるまちの創造

本市の持つ港、海、自然、文化、歴史等を資源とし、これらの保全・再生を進めつつ積極的に活用し、人々が交流する活力あるまちを創造します。また、エコタウンポートの実現に向けては、これらの資源をブランドとして高め、これを港湾環境施策に役立てるなど、環境の再生・活生・共生に寄与する仕組みを検討します。

※「エコタウンポート」とは、市民と行政が協働で「再生・活生・共生」に取り組み、人々がこれを受容するとともに、まちづくりに貢献する“みなと”のことです。

5 エリアの設定

横須賀港の13地区の環境には地域的な違いがあります。地域の環境や特性に合わせて、横須賀港を「再生」、「活生」、「共生」の3つのエリアに区分しています。



- ※再生：近自然の復元や環境の改善によって、失われた環境を可能な限り望ましい状態に戻していくこと
- ※活生：環境修復によって、自然の回復力を高め、海域の持つ潜在的な活力を取り戻していくことを意味する造語
- ※共生：現存する自然を良い状態に維持すること、人が求めるさまざまな利用との調和が図られること

6 基本目標

施策や取り組みの進むべき方向性を「基本目標」として示します。この「基本目標」の達成に向けて推進していくべき施策や取り組みを「推進施策」として位置付けています。

基本目標ⅰ

多様な主体(市民、市民活動団体、学校等)との協働による取り組みを進めます

海、沿岸域、港に対する関心を高めるため、行政だけではなく、市民、市民団体、地域、学校など多様な主体と連携・協力するとともに、持続した活動ができるよう、協働あるいは役割分担をして取り組みを進めます。

海の観察会



基本目標ⅱ

市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します

さまざまな可能性を持つ海の資源を人々の豊かな暮らしに活かしていくためには、市民が海を身近なものとして感じ、海についての理解を深める必要があるため、海を知り海とふれあう機会を創出します。

横須賀うみかぜカーニバル



基本目標ⅲ

市民が安心して暮らせるまち、市民が憩える水辺空間を創出します

平成23年3月の東日本大震災の甚大な津波被害は、人々に自然の脅威を実感させる結果となりました。しかしながら、海は私たちに豊かな暮らしや憩いをもたらすものであることから、市民が安心して暮らすことができるよう、適切なハード整備を進め、それに併せて、市民が憩える水辺空間も創出します。

港湾海岸施設整備事業(海岸侵食対策)



基本目標ⅳ

水質・底質及び生物多様性・生態系の保全・再生を進めます

東京湾口部に位置する横須賀港は、水質・底質について比較的良好な状態であるものの、横須賀港には埋立地が多く、直立の護岸が中心となっていることから、浅場や干潟などの多様な生物が生育可能な環境が不足している状況にあります。

こうしたことから、沿岸構造の改善や浅海域の再生を図ることにより、生物多様性や生態系の保全を進め、海域環境のさらなる改善を図ります。

走水伊勢町海岸の清掃



基本目標ⅴ

横須賀の資源(景観・歴史、ブランドなど)を活かした海の魅力の発信を進めます

三方を海に囲まれた横須賀は、歴史的にも海とともに発展してきた都市であり、こうした軍港としての歴史を持つことや、東京湾口部に位置する自然豊かな海の景観は本市の特徴です。

こうした海に係わる歴史や景観、そこから生まれるブランドを活かし、海の魅力を発信していきます。



YOKOSUKA軍港めぐり



7 重点施策

本計画全体の施策推進の底上げとなるようなシンボリックな施策を重点施策として位置付けています。

重点施策1

市民、市民団体、地域、学校などとの協働、あるいは、役割分担により事業を推進します。

市民が海に親しむ機会を創出するために、行政だけではなく多様な主体が連携・協力することで、相乗的、副次的な効果も期待できることから、協働により将来を担う子どもたちを中心とした市民に対する海への理解の促進・海での体験の機会の創出を図ります。

重点施策2

人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。

横須賀の大きな環境資源である海は市民にとって大切な財産であり、海に直接触れ合える場を創出することは、市民が海への理解を深め、より一層親しみを感じることに繋がります。こうしたことから、横須賀港において浅海域の整備を進めるとともに、市民、市民団体、関係事業者や行政機関と協働しながら、整備後の利活用や管理を行っていきます。

重点施策3

港湾区域を中心とした地域の活性化に繋がる港湾整備を進めます。

港湾機能として物流や人流を促進することに加え、観光による交流人口の増加に資するよう、港を中心とした地域の活性化を進めます。

8 指標

基本目標の達成に向けた施策や取り組みの具体的な達成度を示すため、指標を設定しています(「水辺のイベントの開催回数」、「施設整備数」、「透明度」、「COD」など)。

9 短期・中長期的な視点

本計画の計画期間である平成33年度までの期間を短期、それ以降を中長期と位置付けています。

各推進施策については、短期・中長期の視点から、短期的に取り組みが可能な施策とある程度時間が必要な施策とに分けて考える必要があります。中長期的な視点では、今後民間主導や維持管理が中心となる取り組みが想定されます。

短期・中長期的な考え方から捉えた推進施策への取り組み

推進施策	短期(～平成33年度)	中長期(平成33年度以降)
短期的に取り組みが可能な施策	行政主導での取り組み	民間主導での取り組み 維持管理が主体となる取り組み
ある程度の時間が必要な施策	行政主導での取り組み(平成33年度の見直しの際に検討)	

10 計画の全体像

本計画における「基本理念」から「具体的施策・取り組み」までの計画の体系は次のとおりです。

重点施策 1

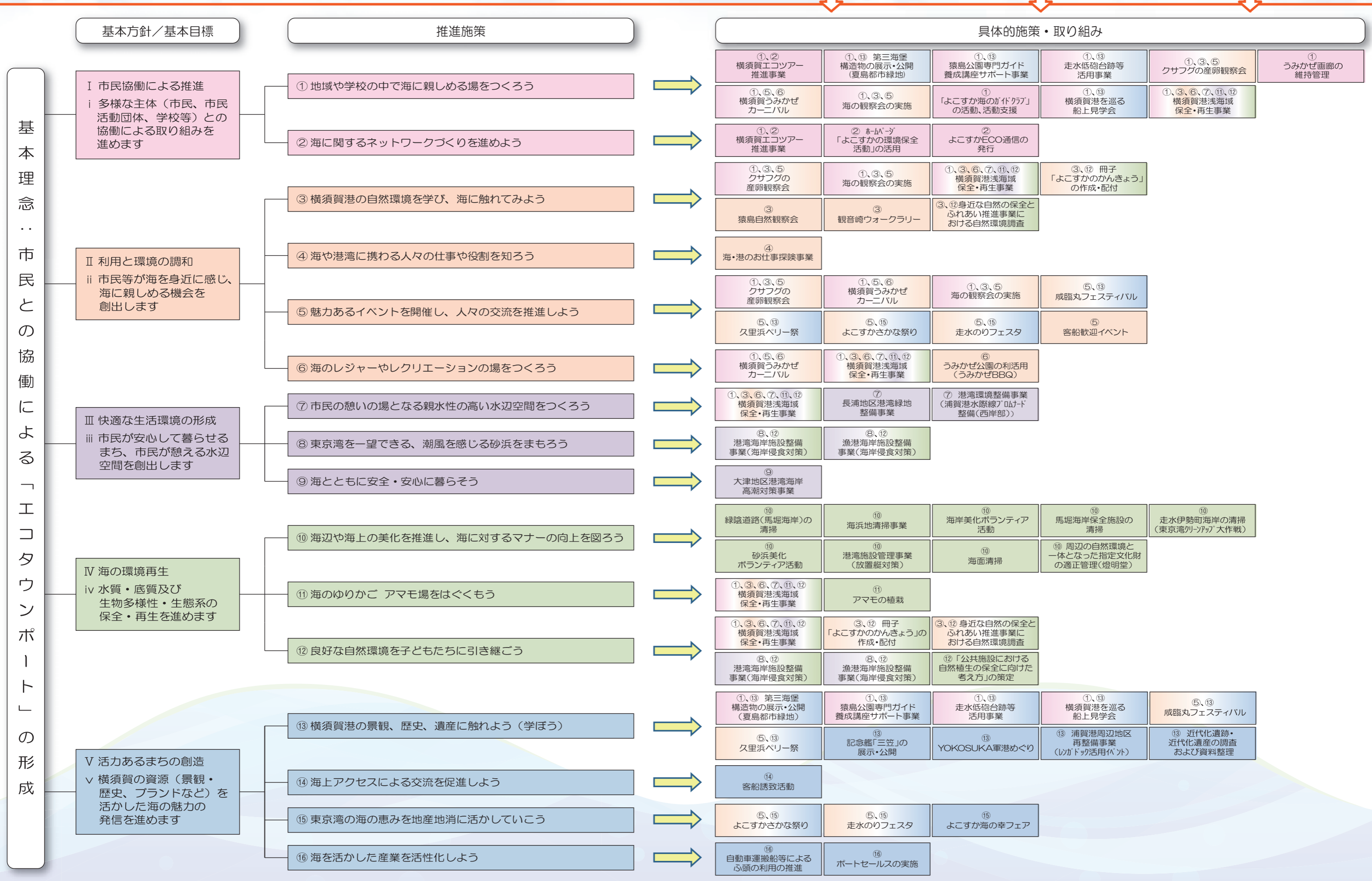
市民、市民団体、地域、学校などとの協働、あるいは、役割分担により事業を推進します。
主に関連する推進施策：①、②

重点施策 2

人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。
主に関連する推進施策：①、③、⑥、⑦、⑪、⑫

重点施策 3

港湾区域を中心とした地域の活性化に繋がる港湾整備を進めます。
主に関連する推進施策：⑭、⑯



※各「基本方針／基本目標」及び「推進施策」と、それに関連する「具体的施策・取り組み」は同じ色で示しています。

計画改定の主なポイント

1 計画体系の見直し

計画体系の考え方を「下からの抽出」から「上からの落とし込み」へと変更し、再構成しました。

【改定前】行動指針(85)⇒先導的取り組み(17)⇒行動計画(6):下からの抽出

【改定後】基本目標(5)⇒推進施策(16)⇒具体的施策(48):上からの落とし込み

2 基本方針の再編

本計画策定時の6つの基本方針には基本的に変更はありませんが、そのうちの2つを統合し、基本方針を5つとしました。

3 基本目標の設定

新たに目標を設定し、目標に向けた施策や取り組みを推進していくこととしました。

4 重点施策の設定

計画全体を推し進めていくシンボリックな取り組みをエリアや地区に捉われずに重点施策として位置付けることとしました。

5 指標の設定

施策や取り組みの達成状況について市民等にも分かりやすく、定量的に測ることができる指標や目標値を設定しました。

6 短期・中長期的な視点の取り入れ

計画期間である平成33年度までを短期的、それ以降を中長期的と捉え、それぞれの考え方を記載しました。



横須賀港港湾環境計画 概要版 平成28年(2016年)3月改定

横須賀市港湾部港湾企画課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話: 046-822-9802 FAX: 046-826-3210

E-Mail: pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成27年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[ランクA]のみを用いて作成しています。

この冊子は500部作成し、1部あたりの印刷経費は492円です。

リサイクル適性 (A)